

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

都市計画区域の変更(五八〇・五八一・都市計画課)

地籍調査に関する事業計画の一部変更(五八二・農地計画課)

道路区域の変更(五八三・道路環境課)

建築基準法による道路位置の指定(五八四・平鹿建設事務所)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五八五・秋田中央保健所)

鷹巣都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築物の制限(五八六・建築住宅課)

象潟都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築物の制限(五八七・建築住宅課)

字の区域の変更(五八八・市町村課)

公告

土地改良区の役員の退任の届出(鹿角総合農林事務所)

土地改良区の役員の就任の届出(秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員の就任の届出(平鹿総合農林事務所)

県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北平野土地改良事務所)

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一二)

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一三)

告示

秋田県告示第五百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 変更に係る都市計画区域の名称 鷹巣都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

(一) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 北秋田郡鷹巣町大字鷹巣字新畑

百十六番地の一部、字新盛綱三十五番地の一部、八十五番地の一部、八十六番地

八十七番地の一部、八十八番地の一部、百二十七番地の一部、百二十八番地の一

部、百二十九番地の一部、百三十番地の一部、百三十一番地の一部、百三十二番

地の一部、百三十三番地の一部、百四十二番地の一部、百四十三番地及び百四十

四番地の一部、大字坊沢字新田百二十八番地の一部、大字脇神字下川原、字館下、

字小ヶ田田ノ内、字小ヶ田中田、字前谷地、字槐袋道上、字槐袋道下、字川口下

岱、字下藁岱、字伊勢堂岱、字奥小ヶ田、字湯車小ヶ田境、字湯車滝ノ下、字湯

車堂ノ下、字湯車家の下、字湯車堂ノ前、字湯車米ノ沢、字湯車大沢境、字上藁

岱、字藁岱、字下金堀、字中金堀、字上金堀、字川口下悪戸、字川口塚ノ岱、字

法泉坊沢、字兀ノ下、字館ヶ沢西又、字タタラ沢、字地切、字館野一番地、一番

地一、一番地二、一番地三、一番地四、一番地五、一番地六、二番地、三番地、

四番地一、四番地二、四番地三、四番地四、四番地五、四番地六、四番地七、七

番地一、七番地二、八番地一、八番地二、九番地、十番地、十一番地、十二番地、

十三番地、十四番地、十五番地、十六番地、十七番地、十八番地、十九番地一、

十九番地二、十九番地三、十九番地四、十九番地五、十九番地六、十九番地七、

十九番地八、十九番地九、十九番地十、十九番地十一、十九番地十二、十九番地

十三、十九番地十四、十九番地十五、十九番地十六、十九番地十七、十九番地十

八、十九番地十九、十九番地二十、十九番地二十一、十九番地二十二、十九番地

二十三、十九番地二十四、十九番地二十五、十九番地二十六、十九番地二十七、

十九番地二十九、十九番地三十、十九番地三十一、十九番地三十二、十九番地三

十三、十九番地三十四、十九番地三十五、十九番地三十六、十九番地三十七、二

十番地、二十一番地、二十二番地、二十三番地、二十四番地、二十五番地一、二

十五番地二、二十七番地、二十八番地一、二十八番地二、二十八番地三、二十八

番地四、二十八番地五、二十八番地六、三十一番地、三十一番地及び三十三番地

字小ヶ田鍛冶ヶ沢四番地二、九番地三、九番地六、九番地七、九番地八、十番地

一、十二番地一、十三番地、十四番地、十六番地一、十六番地二、十六番地三、

十七番地一、十七番地二、十七番地四、十七番地五、十七番地六、十七番地七、

十八番地一、十八番地四、十九番地一、十九番地四、二十番地、二十一番地一、二十一番地二、二十三番地及び二十四番地一、字五右工門屋布下一番地一、一番地二、五番地二、六番地三、七番地二、七番地三、九番地一、十番地二、十番地三、十一番地二、十二番地一、十二番地二、十四番地一、十四番地二、十四番地三、十四番地十、十四番地十三、十四番地十六、二十七番地二、二十七番地三、二十八番地一、二十九番地一、二十九番地十五、二十九番地十七、二十九番地二十八、二十九番地八十九、二十九番地九十、二十九番地九十三、二十九番地百十二、二十九番地百十三、二十九番地百十四、二十九番地百十六、二十九番地百十七、二十九番地百十八、二十九番地百二十、二十九番地百二十三、二十九番地百二十九、二十九番地百四十七、二十九番地百四十八、二十九番地百五十七、二十九番地百五十九、二十九番地百六十四、二十九番地百六十六、二十九番地百六十七、三十四番地五、三十四番地十五、三十四番地九十一、三十四番地九十二、三十四番地九十三、九十八番地、九十九番地、百番地、百一番地、百二番地、百三番地、百四番地、百五番地、百六番地、百七番地、百八番地、百九番地及び百十番地、字館ヶ沢南又一番地二、一番地三、六番地二、六番地五、六番地七、十三番地五、十三番地六、十三番地七、十七番地三及び二十一番地五、字寺ノ沢一番地一、一番地二、二番地、三番地一、三番地二、三番地三、三番地四、三番地五、三番地六、十二番地六、十二番地十、十七番地一、十七番地三、二十一番地一、二十一番地六、四十九番地一、五十番地一、五十三番地一、五十四番地一、五十五番地一、五十六番地一、五十八番地一、五十八番地五、五十八番地六、五十八番地七、五十八番地八、五十八番地九、六十一番地一、六十一番地三、六十一番地四、六十二番地一、六十二番地三、六十二番地四、六十二番地五、六十三番地一、六十三番地二、六十四番地一、六十四番地二、六十五番地一、六十五番地二、六十六番地一、六十六番地二、六十七番地一、六十七番地二、六十八番地一、六十八番地二、六十九番地一、六十九番地二、七十番地、七十三番地、七十四番地、七十五番地、七十八番地一、七十八番地二、七十九番地一、七十九番地四、七十九番地五、百十一番地二及び百十五番地二並びに大字中屋敷字鳥屋場下地切、字寺ノ沢三番地六、四番地七、四番地八、七番地六、七番地十二、七番地十三、八番地、九番地、十番地、十二番地、十三番地、十四番地、十五番地、十九番地、二十番地二、二十一番地二及び二十三番地二

(二) 都市計画区域から除外される区域 北秋田郡鷹巣町大字坊沢字新田五番地、六番地、七番地、八番地、九番地、十番地、十一番地、十二番地、十三番地、十四番地、十五番地、十六番地、十七番地、十八番地、十九番地、二十番地、二十一番地、二十二番地、二十三番地、二十四番地、二十五番地、二十六番地、二十七番地、三十番地、三十一番地、三十二番地一、三十二番地二、三十三番地、百一

十五番地、百二十六番地及び百二十七番地の各一部
(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び北秋田建設事務所並びに北秋田郡鷹巣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 変更に係る都市計画区域の名称 象潟都市計画区域
二 変更に係る土地の区域

(一) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 由利郡象潟町字堰免、字下横山、字板取、字一本木、字三本堰、字上山、字中横山、字上横山、字弁天島一番地一、一番地二、一番地三、一番地四、二番地、三番地一、三番地二、三番地三、四番地、四番地二、五番地一、五番地二、五番地三、六番地、七番地、八番地、九番地一、九番地二、十一番地二、十二番地、十二番地一、十二番地三、十四番地一、十四番地二、十五番地一、十五番地二、十七番地二、十八番地二、十九番地二、二十番地二、二十一番地二、二十二番地二及び国有地の一部、字横山三十五番地、六十九番地一、六十九番地二、六十九番地三、六十九番地四、六十九番地五、六十九番地六、六十九番地七、七十番地、八十番地一、八十番地二、八十番地三、八十四番地一、八十五番地一、百五十六番地、百五十八番地一、百五十八番地二、百五十九番地一、百五十九番地二、百六十番地一、百六十番地二、百六十一番地一、百六十一番地二、百六十二番地一、百六十二番地二、百六十三番地、百六十四番地一、百六十四番地二、百六十五番地、百六十六番地一、百六十六番地二、百六十七番地一、百六十七番地二、百六十八番地一、百六十八番地二、百六十九番地一、百六十九番地二、百七十番地、百七十一番地一、百七十一番地二、百七十二番地一、百七十二番地二、百七十三番地一、百七十三番地二、百七十四番地、百七十五番地、百七十六番地、百七十七番地、百七十八番地、百七十九番地及び国有地の一部並びに大字小滝字下横山、字向本田、字横山本田、字中横山、字重石、字二ツ塚及び字三本堰

(二) 都市計画区域から除外される区域 由利郡象潟町字能因島九十七番地二、九十八番地二、九十九番地二、百番地二、百一番地二、百二番地二、百三番地二、百四番地二、百五番地二、百六番地二及び国有地の一部

(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び由利建設事務所並びに由利郡象潟町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百八十二号
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により定められた平成十三年度地籍調査に関する事業計画の一部を変更したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行う者の名称
鷹巣町
- (二) 調査地域
変更前 北秋田郡鷹巣町綴子字田町ほか四十八字
変更後 北秋田郡鷹巣町綴子字田町ほか六十五字
- (三) 調査期間
平成十三年四月二十七日から平成十四年三月二十九日
- (一) 調査を行う者の名称
藤里町
- (二) 調査地域
変更前 山本郡藤里町藤琴字藤琴ほか十八字
変更後 山本郡藤里町藤琴字藤琴ほか二十七字
- (三) 調査期間
平成十三年四月二十七日から平成十四年三月二十九日

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名		区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
新	旧		B	A	B	A			
県道			比内大葛鹿角線		鹿角市八幡平字中谷地五一番三から字長嶺川原二〇番一地先まで		六・五〇	三〇・〇〇	三・七〇〇
			比内大葛鹿角線		鹿角市八幡平字中谷地五一番三から字石鳥谷九六番一まで		一四・〇〇	四四・〇〇	一・七四五
			"		鹿角市八幡平字中谷地五一番三から字長嶺川原二〇番一地先まで		七・〇〇	四四・〇〇	四・一三七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期日 平成十三年九月二十一日から同年十月四日まで

- (一) 調査を行う者の名称
峰浜村
 - (二) 調査地域
変更前 山本郡峰浜村畑谷字畑谷ほか二十二字
変更後 山本郡峰浜村畑谷字畑谷下ほか三十二字
 - (三) 調査期間
平成十三年四月二十七日から平成十四年三月二十九日
 - (一) 調査を行う者の名称
平鹿町
 - (二) 調査地域
変更前 平鹿郡平鹿町醍醐字宇津ノ目ほか五十五字
変更後 平鹿郡平鹿町醍醐字宇津ノ目ほか六十五字
 - (三) 調査期間
平成十三年四月二十七日から平成十四年三月二十九日
- 秋田県告示第五百八十三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十三年九月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百八十四号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり変更したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 十文字町十文字新田字梨木西上十番地十五 田中建設株式会社 代表取締役 田 中 洋 司	旧新別	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
新	旧	平鹿郡十文字町十文字新田字梨木西下九番五、九番六、十七番四、十八番一、十九番一、十九番二、二十番一及び二十番二の内及び二十番二の内	七〇・七三メートル	六メートル	平成十三年九月十二日
新		平鹿郡十文字町十文字新田字梨木西下九番七、九番六、十七番四、十八番二の内、十九番一の内、十九番二の内、二十番一の内及び二十番二の内	九九・九二メートル	六メートル	

秋田県告示第五百八十五号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

秋田県告示第五百八十六号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）の規定に基づき、鷹巣都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次のように定める。
 平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

齋藤医院	男鹿市脇本脇本字上野百十番地	平成十三年九月五日
------	----------------	-----------

鷹巣都市計画区域のうち用途地	指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十三条第一項第四号の規定に基づく数値	法別表第3（に）欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値
----------------	------	-----------------------	-----------------------	--------------------	------------------------

域の指定のない区域全域	十分の二十	十分の七	一・五	二・五
-------------	-------	------	-----	-----

秋田県告示第五百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）の規定に基づき、
象潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次の

ように定める。

平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十三条第一項第四号の規定に基づく数値	法別表第3（に）欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値
象潟都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	十分の二十	十分の七	一・五	二・五

秋田県告示第五百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙
北郡西木村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったの
で、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五
号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地
処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	仙北郡西木村小山田字堀之内 四七の二の一部、六六の二の一部、六六の二の一 部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地 の全部並びに六六の二の地先の道路である国有地 の一部	変更後の字の区域	仙北郡西木村小山田字 林崎
----------	--	----------	------------------

仙北郡西木村小山田字林崎	九九の二の一部、一〇二の二の一部、一〇三の二の一部、一〇 五の二の一部、一〇六の二の一部及びこれらの区域に隣接 介在する水路である国有地の全部並びに五五の 三、五六、五七に隣接する道路、水路である国有 地の一部	仙北郡西木村小山田 字堀之内
仙北郡西木村小山田字中村	五の二の一部、一一の二の一部、一二の二の一部、 一三の二の一部、一三の二の一部、一五の二の一 部、二三の二の一部、二三の二の一部、三三の二の一 部、三三の二の一部及びこれらの区域に介在 する道路である国有地の全部	仙北郡西木村小山田字石川原
仙北郡西木村小山田字石川原	一〇の二の一部、一一の二の一部、一二の二から一二の四 まで、一三の二、一四の二、一五、一六の二の一	

一 就任監事の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

平鹿郡雄物川町薄井字大見内百十四番地一

川 崎 清

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年九月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(東長野地区ほ場整備事業)
 換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十三年九月二十五日から平成十三年十月十五日まで

三 縦覧場所 中仙町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、
 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十
 一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一
 の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年九月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

五十分の一の数 一九、四〇四

三分の一の数 三三三、三九三

秋選管告示第百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における
 選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十三年九月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

選挙区別

秋田市 八三、六六一

能代市 一四、八三〇

横手市	一〇、九四八
大館市	一八、二七三
本荘市	一一、〇六四
男鹿市	八、五四八
湯沢市	九、四七六
大曲市	一〇、六九三
鹿角市鹿角郡	一一、八七九
北秋田郡	一八、三四七
山本郡	一三、六四九
南秋田郡	一九、九一〇
河辺郡	五、二八七
由利郡	二一、〇九七
仙北郡	三三、二〇六
平鹿郡	一八、七五九
雄勝郡	一一、七七三

発行者

秋田県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄